

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和6年5月24日（金）

9:30～10:30

場所：美郷町役場 本庁2階多目的室

農業委員 4人（欠席委員 1人）

1. 山田 昇	2. (欠員)	3. 烏田 裕一
4. (欠員)	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎（欠）	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員・新田晋太郎委員

第2 議事

議案第1号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第3号 非農地判断

第3 その他報告事項

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

会長	それでは皆さんおはようございます。このところいい天気が続いておりまして、農作業の方も大概終わったと思いますが、聞いてみるとまだちらほら田植えが残っている人もおられるみたいです。まあここまでくれば慌てずにやってください。月曜日から二日ぐらい天気が悪いみたいですが、水がないところがあれば恵みの雨になるかと思いますが、水は皆さんのところありますか？大丈夫ですか？先月の委員会の後、別府の2番委員さんが亡くなられまして、今月の9日に臨時総会を開きまして、また前回同様にあと補充をしていくことに話をまとめまして、この前IP告知放送で放送しておりましたが、募集をかけることにしておりますので、また新たな農業委員さんの決定を見ることになりますので。今4人しかおりませんので。ただ今農業委員の推薦者が1名出てきておりますので、6月の議会を経て任命状が交付されることになっております。あとなんかカメムシが去年の7倍発生しているとかで、あれは果樹専門に来るのがいるの？
7番委員	あれは米に来ると違うのかな？
会長	それがわからないから聞こうと思うんだが？
農地集積相談員	違います。
7番委員	だから米の方には来ない？
農地集積相談員	米の方とは違うけど、米の方に来るのも多いと思います。
7番委員	まだ米ができていないから。またこれから多いかもしれないな。
農地集積相談員	去年あれほどカメムシが多くったから。あの類は多いだろうということです。
会長	7倍だからね。7倍とはどういう数かと。まあ想像がつかないような数ではありますが。まあ果樹を商売でやっている人はいないけど。トマトとかは関係ないんでしょ？
農地集積相談員	あれとは別です。

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

会長	トマトに付くのもいるからね。まあ米の方も多いだろうという予測なので、油断せずに防除の方をしてください。ということで第2回の農業委員会の総会を行います。本日の議事録署名者は3番委員さんと5番委員さんにお願いします。当分コロコロ回ってきますので。それでは議事の方に入りたいと思います。議案第1号について事務局の説明をお願いします。
事務局	みなさんおはようございます。議案第1号 農地中間管理事業法第19条の2「農地利用集積計画一括方式」について説明させていただきます。資料は2ページの方です。今回1件申請がありました。所在地は上川戸〇〇〇〇他計2筆。登記簿地目及び現況地目共に田。面積は合計3,006m ² 。貸付人は松江市在住の●●●●さん。借受人は惣森の〇〇〇〇有限会社。転貸人はしまね農業振興公社です。貸付期間は令和6年6月1日から令和16年12月31日の10年間です。これは使用賃貸借で新規のケースです。次のページに地図が載っております。これは上川戸の上方で、該当する農地は紫色に記してあるところです。上川戸の上の以前圃場整備をした農地の内の2枚です。説明は以上です。
会長	ありがとうございました。なかなか農地をかまつていないのはこういう事情があったんですね。
12番委員	いつも早くされるのですが。
会長	今説明があった通りですが、何かご意見はありませんか。もう一枚耕作していたと思ったが、●●●●さんが。※※※※さんのだったかな。下の農地も一緒に立っておられたと思ったんだが。
9番委員	やっておられましたね。
事務局	自分のところはお願いするけれど、他の人から頼まれたところは自分でやるといわれました。一番最初に話しがあった時は。
会長	●●●●さん、住所はこっちにないんだね。
9番委員	現住所は松江ですけど、年間99%は上川戸で生活しておられます。

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

会長	家も直したりね。ということはこれは自分で。ここは荒起こしてあったかな。
9番委員	去年までは作ってあったけど、トラクターを借りて。コンバインを買おうとしたんだけど。■■■■さんに借りていたんだけど。
会長	■■■■さん。
9番委員	■■■■さん。来てほしいときに来てももらえない理由があつて、もうやめようかという話を聞いたような。中古品でも買おうかと思ったんだけど。高いからやめたということを去年聞いたと思います。
会長	わかりました。
7番委員	これは蕎麦を作ってる？
9番委員	そんな話を聞きましたけど。
7番委員	麦ではない？大体蕎麦がちらほら。
会長	こちらは公社が入っているんですよね。
農地集積相談員	はい。
会長	あそこらへんで作るなら蕎麦とか。
9番委員	□□□□さんのところ作ってますよね。
会長	あれは大麦じゃなかつたかな。
9番委員	麦を作ってましたか。
会長	この辺、ちょこちょこ〇〇〇〇有限会社が入っていますからね。ということで皆さんからの質問はないでしょ？ それでは採決を取りたいと思います。第1号議案について賛成の方の挙手をお願いします。

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

	(出席農業委員全員挙手)
会長	ありがとうございます。第1号議案は承認されました。続きまして議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号 基盤強化法第19条「農用地利用集積計画の公告」についてです。資料は4ページです。今回2件の申請がありました。</p> <p>まず1件目、所在地は吾郷○○○○。登記簿地目及び現況地目は共に畠。面積は672m²。貸付人は吾郷在住の●●●●さん。借受人は同じく吾郷在住の○○○○さん。こちら期間は令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間です。こちら使用賃貸借の新規です。</p> <p>続きまして2件目、所在地は宮内……他計2筆。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は合計2,976m²。貸付人は宮内在住の▲▲▲▲さん。借受人は同じく宮内在住の△△△△さん。こちら期間は令和6年6月1日から令和13年5月31日までの6年間。こちらも使用賃貸借で更新となっております。</p> <p>次のページ開いてもらいまして1件目、吾郷○○○○ですけども1月か2月に○○○○さんから申請があった利用権設定の238番の隣の農地となっております。続きましてもう1枚はぐっていただきまして2件目、▲▲▲▲さんから△△△△さんへ利用権設定をした農地ですけど、宮内の奥の宮内1の方で、田を2枚となっております。説明は以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。皆さんから質問ありますか。この宮内の▲▲▲▲さんの件はこの前集積したところとは別のところ？
事務局	いいえ。10月に宮内1の方でまとめて利用権設定を、圃場整備をするということで宮内地区の方から一旦圃場整備が終わるまでの間、しまね農業振興公社の方へ預けてその間に圃場整備をするということであったのですが、実は参加農家が100%の事業でないといけなかつたんですが、話がうまくつかなくて、こちらの方につきましてはその圃場整備から外して事業をするということになりました。ただ持主さんとしましては今まで通り△△△△さんに耕作をお願いしていたので、引き続きお願いしたいということで利用権設定が出たものです。宮内1の方ですけれども、仕切り直しをして再度今年度中にこの農地を外して事業申請をするという運びになっております。

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

会長	今の話で分かりましたか、皆さん？この人は圃場整備に参加されなかつたんだ。
事務局	ちょっとその辺の中に。
7番委員	▲▲▲▲さんか参加しないと言われたんだ。この人は広島の方に出ておられるんじゃないかな。この人が参加しないと言っていたのを、まあまあでするからおかしくなった。この人のところを△△△△さんが耕作するようにして、それならいいということになったんではないかと。
会長	でこれは△△△△さんが耕作されるんですか？
7番委員	そういうことです。
会長	これ1枚ほど？
7番委員	いえ、自分のところにも多少。
会長	それは入っていなかつたかな？
事務局	▲▲▲▲さんが圃場整備の分には入らないけど、だからといって耕作するのは△△△△さんにお願いしたいということでした。
7番委員	△△△△さんはもともと入っていないのでは？そのあたりは定かではない。
事務局	入っているという話にしていたんだけれど、▲▲▲▲さん自身がそこまで納得されなかつたから。利用権設定の時に判子をとらないといけないですが、その時に判子を押されなかつたそうです。
7番委員	まあまあで事業を進めてしまって、最後の最後でだめだった。
事務局	それもあるので、ほ場整備も仕切りしをして、そこを外して申請をするということで。

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

会長	条件を前と一緒にしてできるということ？全部まとまれば自己負担はゼロで進むんだけど、これが抜けてもOKということなんだな。
事務局	そういうふうな話に持っていくということで。県も一緒に地域と協議をして話をしていますので。
会長	これを見ればポツンポツンとこの辺にもあるけど。これも含めて広域で圃場整備ができるの？いらない心配かもしれないけれど。
事務局	まあ県の方も来られているので。
会長	納得しているんだな。
事務局	納得というか。
会長	これは変な形になるな。この2枚を合わせようとするなら。
事務局	結局事業をやっているのは、こここの上と下の両側ですので。
会長	これは違うの？
事務局	これは違います。この間の農地が事業に入っているわけじゃないです。事業に入っているのはこの農地の上と下の方です。
会長	こっちとこっちということ？
7番委員	これを抜いて両端が入っているということ。
会長	真ん中の2枚は入らないということだな。そんな選択ができるのか、そらへんがよくわからないな。
事務局	団地要件があって、それをクリアできるようになっている。
会長	わかりました。それでいいようになればいいけど。それでいいんだな。
事務局	うちとしてはいいんですが、事業を採択する方がどうとるかというこ

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

	とです。
会 長	これしまね農業振興公社は絡んでないですか。
農地集積相談員	しまね農業振興公社は絡んでいます。
会 長	大丈夫なの？
農地集積相談員	一応この前の話では、今話が出ている一帯を外して、上と下で分けてやると団地化要件に該当すると。再度申請しようという話になっていきます。その辺は県の方も了解済みということです。
会 長	団地がひとつではなく2つできるということかね。
農地集積相談員	まあ早い話がそうです。
会 長	ということですが、皆さん理解ができますか。4番委員がおられるときに例を出して説明されたけど。一本にまとめると。あれは去年の。
事 務 局	去年の10月でした。一つにまとめると受益者負担がなくなるということだったのですけど。結局こうなるとどうするかということで。なので一度事業を取り下げして、再度もう一度来年度の着手に向けて事業申請をするという話をもっていって、県の担当者へ話をしましょうとのことでした。
会 長	これが通りとなると難しい人が一人おられてもよその地域でもできる可能性があるということですね。
農地集積相談員	団地要件さえクリアできれば。
会 長	最初の今の条件より緩和されるということですから、それでいいものかどうかちょっとひつかかるところがあるんですが。
事 務 局	個人的には大丈夫なのかと思いつながらも。
会 長	あれが必須条件じゃないのかな。

8番委員	難しくなると思う。水の問題とか。
会長	どうでしょうか。意見がなかつたら。
事務局	▲▲▲▲さんと△△△△さんの利用権設定については問題ないと思いますが、その他のことが。
会長	これはいいとして。そこまで心配しなくてもいいか。
事務局	この件についてまた状況が変わり次第、話をする場ができると思います。今利用権設定していますよね。事業が通らなかつたら元に返すようになつたりするので。それで利用権が戻ってきてても耕作者がいないということにはならないと思いますけれども、我々としては何だったんだということになります。
会長	また何か進展していけば説明があると思います。それではこの2件について採決を取りたいと思います。議案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	ありがとうございます。賛成多数で議案第2号も承認されました。続きまして議案第3号について説明をお願いします。
事務局	では議案第3号 非農地判断です。資料は7ページです。今回1件の案件があります。所在地は浜原○○○○。登記簿地目及び現況地目は共に畠。面積は138m ² 。所有者は広島市在住の▲▲▲▲さんです。場所としましては資料を1枚めくっていただきまして8ページ、浜原バイパスの妙用寺から下道へ降りて、△△△△さんや▼▼▼▼さんの家の手前に踏切がありますが、その手前のところの農地です。農地を表す三角のところの左隣が▲▲▲▲さんが以前住んでおられてところです。1枚めくっていただきまして9ページ、先日会長さんと9番委員さんに現地確認をしていただいております。こんな感じでかなり草が生えている状況です。説明は以上です。

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

会長	ありがとうございました。この前9番委員さんと現地の確認をしてまいりました。かつては畑を作つておられたんですけども、20年ぐらいあれたままで。一応草刈りは何年かしておられたみたいで、ですが中に桑の木がいっぱい生えていて。上を刈っているから立ってはいられないんですけど。相当株などが広がつて、畑に戻すには相当手間がいる感じでして。非農地にするのももつともかなという気がしておりました。皆さんから質問はありますか？ここは農業振興地域でないので割と簡単に手続きができますけれども。農業振興地域区域外は浜原だけかな？
事務局	浜原と粕渕ですね。
7番委員	浜原は全部外れている？
事務局	いいえ、浜原の町の中ですね。
会長	上川戸は違いますよ。
7番委員	浜原のなかのほとんど？
事務局	大字浜原というところ。
7番委員	家と家の間にある畑など？
9番委員	連坦地ですよね。
会長	亀村・滝原・信喜の方は違うよ。みんな農業振興地域です。
7番委員	町の中ということですよね。
会長	そんなに多くないからね。
7番委員	それでこれはこのまま何もせずに？桑が生えたり大きくなったりするけど。
会長	大きくなるでしょうね。去年刈った跡ではないです。桑の葉が茂るけど。枝ぐらいは切つてもらわないと。ということで採決に移ります。議

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

	案第3号について承認される方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	はいありがとうございます。議案第3号も承認されました。議事については以上です。
	(このあと農業委員欠員の補充選任についての報告をして解散)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会長 山田昇
議事録署名者 大草美智江
議事録署名者 新田晋太郎